

ベーシック評価基準 新旧対照表

(公財)日本非営利組織評価センター

基準の修正案(25基準)

現行の基準(23基準)		基準の修正案(25基準)	
第三者評価	I ガバナンス	I ガバナンス	
	1 法令および定款に則って代表者および役員(理事3人以上、監事1人以上)を選任または解任している。	1 法令または定款に則り、代表者および役員(理事3人以上、監事1人以上)を選任している。	
	2 定款に基づく役員会(理事会、運営委員会等)を年に2回以上開催している。	2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	
	4 役員会および社員総会(評議員会)の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。	
	5 1事業年度において、役員会(理事会、運営委員会等)または社員総会(評議員会)で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。 ①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	
	3 社員総会(評議員会)を年に1回以上、実際に開催している。	5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。	
	【現行基準4からの派生】	6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。	
	【現行基準5からの派生】	7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。	
	【現行基準5からの派生】	8 ※ 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定し、支払った報酬額(総額)を経費計上し、決算書類に記載している。	
	6 監事は監査を行っている。	9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。	
	7 直近の登記事項を登記している。	10 直近の登記事項を登記している。	
	II 情報公開	II 情報公開	
8 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。		
セルフチェック	9 組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。	
	10 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	
	IV コンプライアンス	III コンプライアンス	
	【新規基準】	14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。	
	17 個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	15 個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。	
	20 法定保存文書の保存をしている。 【事務局運営より移動】	16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。	
	21 雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。 ※ 【事務局運営より移動】	17 ※ 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。	
22 職員の就業状況を把握し、管理している。 ※ 【事務局運営より移動】			
23 労働保険に加入している。 ※ 【事務局運営より移動】			

	【新規基準】	18	ハラスメント防止策を講じている。
III 組織の目的と事業の実施		IV 組織の目的と事業	
11	組織の目的と事業を文書化している。	19	組織の目的と事業を文書化している。
12	非営利型法人である。	【評価基準から前提条件へ】	
13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	20	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	21	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	22	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。
V 事務局運営		V 会計・財務	
18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	23	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
16	税金を滞納していない。	24	税務申告と納付を行っている。
19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	25	現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

※印の評価基準について、対象にならない場合は非該当とする。